

保安林の指定解除事務等マニュアル

令和7年4月作成

兵庫県農林水産部治山課

(マニュアル中に出てくる法令及び主な通知の略称)

法 : 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)

令 : 森林法施行令 (昭和 26 年政令第 276 号)

規則 : 森林法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 54 号)

様式告示 : 森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件

(昭和 37 年農林省告示第 851 号)

処理基準 : 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について

(平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官通知)

基本通知 : 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて

(昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知)

手続通知 : 保安林の指定の解除に係る事務手続について

(令和 3 年 6 月 30 日付け 3 林野治第 478 号林野庁長官通知)

※注意事項

- ①本マニュアルは、林野庁作成の「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」と「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）との主要な事項を整理したものであり、実際の申請書類の作成や審査に当っては、該当の法令や通知検索サイトや林野庁ホームページ内「保安林ポータル（URL:https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html）」、市販の法令通知集などから確認してください。
- ②風力・地熱発電に関する保安林の解除事務等マニュアルは、林野庁林野庁ホームページ内「保安林ポータル」の「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」と「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）」で確認してください。

< 目 次 >

I	保安林の指定及び解除の仕組み	1
1	保安林の指定及び解除	1
2	保安林の指定及び解除の申請	2
3	異議意見の聴取及び解除の確定告示	2
II	解除申請手続の流れ	4
1	事前相談	4
2	申請	6
3	解除申請の事務の大まかなフロー図（大臣権限の場合）	10
4	解除申請の事務の大まかなフロー図（知事権限の場合）	11
III	解除申請書類の作成	12
<転用に伴う保安林の指定解除の申請添付書類の形式確認一覧>	15	
<転用に伴う保安林の指定解除の申請書類の一式>	16	
<転用に伴う保安林の指定解除の添付書類の簡素化>	25	
IV	保安林の指定解除要件	26
1	解除の法律上の位置付け	26
2	解除要検討の概要	27
(1)	解除要件等の構成	27
(2)	個別の解除要件等の概要	28
①	級地区分	28
②	用地事情等	31
③	面積	33
④	実現可能性	34
⑤	利害関係者の意見	36
⑥	その他の満たすべき基準	39
3	その他	41
V	他法令との並行審査等	42
1	基本的考え方	42
2	関係する法令の例	42
(1)	環境影響評価法等	42
(2)	自然公園法	43
VI	保安林内作業許可	44
1	作業許可の考え方	44
2	作業許可の基準等	44
	(様式1)事前相談申出書	49
	(様式2)事前相談整理票	50
	(参考様式)保安林解除申請書	51

I 保安林の指定及び解除の仕組み

1 保安林の指定及び解除

- ・保安林制度は、森林の有する多様な公益的機能を保全するため、保安林制度は水源の涵養等法第25条第1項各号に規定する公共の目的の達成のために必要な森林（土地）を指定し、伐採等の森林施業や土地の形質変更を規制等するものです（法第25条等）。
- ・保安林の解除は、保安林として指定された森林を水源涵養等公共目的のために利用することをやめ、他の目的に供することを可能とするものです（法第26条等）。
- ・保安林の指定及び解除の権限は、保安林種や立地箇所、民有林・国有林の別に農林水産大臣の権限と知事の権限（法定受託と自治事務）に区分されています。

(権限の区分)

	民有林	国有林
農林水産大臣権限	・重要流域の1～3号	全て
知事権限	・重要流域以外の1～3号 ・4～11号	

1号：水源のかん養、2号：土砂の流出の防備、3号：土砂の崩壊の防備、
4号：飛砂の防備、5号：風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、
6号：なだれ又は落石の危険の防止、7号：火災の防備、8号：魚つき、
9号：航行の目標の保存、10号：公衆の保健、
11号：名所又は旧跡の風致の保存

重要流域：2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものとなっており、河川法に基づく1級水系等が該当。

2 保安林の指定又は解除の申請

保安林の指定又は解除については、利害関係を有する地方公共団体の長又は直接の利害関係者（「IV-2（2）⑤利害関係者の意見」を参照）が申請することが可能です。

●法（指定又は解除の申請）

第二十七条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

（留意事項）

- A) 直接の利害関係者が申請できるとしている理由については、これらの者が当該保安林の指定目的に対して直接（個別具体）の利害を有する関係が認められるためです。
- B) 保安林の指定及び解除は1に記載したように、対象となる森林を個別の公共目的のために利用することの是非について公益性の観点から比較衡量するものであり、申請はその契機となるものであって、特定の名宛人への処分（権利・機能の付与）を目的とするものではありません。
- C) 事業者が開発予定地の土地所有権等の権原を有している場合は直接の利害関係者となることから、自ら解除申請が可能ですが、それ以外の場合は事業者自らが申請することはできません。

3 異議意見の聴取及び解除の予定・確定告示

保安林の解除の手続では、事業者からの申請について解除相当と判断された場合、県において解除にかかる予定告示を行うこととされています。

当該申請が行われた保安林を転用しようとする区域に係る直接の利害関係者は、告示された内容（解除すること）について異議がある場合、予定告示から30日以内に意見書を提出することができます。

意見書が提出された場合、大臣権限の時には、林野庁が意見の聴取会を開催して意見を聴取し、知事権限の時には、県が意見の聴取会を開催して意見を聴取し、その意見を踏まえ解除の是非について判断することとなります。

意見がなかった場合には、予定告示から40日経過後に、事業者は知事の作業許可を受けた上で、解除予定保安林における代替施設の設置等（「IV-2（2）⑥その他の満たすべき基準」を参照）のために必要な土地の形質変更が可能となります。

代替施設の設置の完了を県が確認した段階で、解除の確定告示を行うことにより、保安林の解除の効力が生じることとなります。

●法（意見書の提出）

第三十二条 第二十七条第一項に規定する者は、第三十条又は第三十条の二第一項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第三十条の告示にあっては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第三十条の二第一項の告示にあっては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から三十日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

- 2 前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林水産大臣は第三十条の告示に係る意見書について、都道府県知事は第三十条の二第一項の告示に係る意見書について、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、同項の告示に係る意見書の写しを農林水産大臣に送付しなければならない。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。
- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十条又は第三十条の二第一項の告示の日から四十日を経過した後（第一項の意見書の提出があつたときは、これについて第二項の意見の聴取をした後）でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。

（指定又は解除の通知）

第三十三条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにおける保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにおける保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によってその効力を生ずる。

II 解除申請手続の流れ

保安林の解除の申請については、事業箇所（転用を希望する区域）や事業計画が確定した段階で、事業者の責任で行うことが可能です。

この際、書類に不備があり補正することができない場合には却下され、また解除要件に不備があった場合は解除不可となることから、事業者は申請に先立ち、県民局（県民センター）に任意で事前相談ができます。

この事前相談については、昭和60年に制度化されて以降、時間が経過するにつれ事前審査と化して、環境影響評価や国有林野の貸付け等の手続とも相まって、林野庁に解除手続全体が長期化する要因になっているとの指摘があったところです。

このため、行政手続法の趣旨を踏まえ^(注)、事前相談の方法や申請書類の確認・審査の手続の流れを再整理し、事務手続の運用の明確化を図ることとしました。具体的には法及び迅速通知等に定めていますが、概略は次のとおりです。

注：保安林の解除は一般処分（地域指定をするような手続を指す）であり、
行政手続法は適用されませんが、法の趣旨に則り、申請者の権利利益を
保護するよう、審査手続を進めることが重要。

1 事前相談

転用のため保安林を解除しようとする場合、法令や通知を踏まえ解除申請の書類を作成することとなります。申請に先立ち、書類の記載内容や事務の進め方等について、書類の提出先となる県と事前の相談（事前相談）を行うことが可能です。

なお、事前相談は、事業者の任意で行われているものであって、その有無によって、事業者に不利益となるものではありません。

●手続通知

1 事前相談

(1) 事前相談の手続の流れや対象項目等

ア 事前相談においては、転用の目的、開発行為の態様及び規模、事業の実施時期その他の事案の内容とともに解除の要件等に係る具体的な相談項目について十分聴取の上、保安林解除申請の手続の流れ、申請書類の作成要領その他留意すべき事項を説明するものとする。

なお、説明に当たっては、事業者に対して関連する法令等を示した上で行うものとする。

イ 事前相談は、別紙様式1を参考として書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）により行うものとする。ただし、事業者からの情報提供にとどまるものについては、この限りではない。

ウ 回答は、書面により行うものとする。ただし、口頭や資料提示等により直ちに回答できるものについては、この限りではない。

エ 事業者から、申請書類の全部又は一部につき確認を求められた場合には、申請書類の不備等の形式上明らかなものについて補正項目を助言するものとする。

(2) 事前相談の回答に要する期間

回答は、事前相談があった日から起算して14日以内に行うよう努めるものとする。ただし、(1)のエの場合にあっては、申請書類の形式の確認に時間を要することを考慮し、30日以内に行うよう努めるものとする。これらの期間内において回答が困難な場合にあっては、事業主体に対してその理由及び回答の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

なお、回答に対する事業主体からの応答は、任意とする。

(3) 事前相談内容の記録及び進行管理

事前相談で聴取した内容及び対応状況については、その内容が事業者からの情報提供にとどまるものを除き、別紙様式2を参考として記録するとともに、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

（留意事項）

A) (1) 事前相談の手續の流れや対象項目等

事前相談では、解除要件等の打合せになりますが、具体的には、事業者から相談項目と相談内容の具体を示して、行政庁からはその内容に応じて該当する法令や通知のほか、本マニュアルの内容を紹介しつつ説明します。

事前相談は、別紙様式1(事前相談申出書)を参考として書面により行うこととします。

B) (2) 事前相談の回答に要する期間

事前相談の都度、内容に応じて口頭又は14日以内を目途に書面により回答しますが、事前審査とならないよう、回答に対する事業者からの応答は任意とするほか、申請書類案の細部まで事前相談を行うことを義務付けないこととします。

なお、事前相談の段階で事業者から解除の適否の確認の依頼があった場合には、個々の解除要件に合致するか、可能な範囲で答えることとします。

ただし、事業者から申請前に作成した申請書類案の形式の確認を依頼された場合に限り、30日を目途にその補正項目を助言することとしています。

C) (3) 事前相談内容の記録及び進行管理

事前相談で聴取した内容及び対応状況については、整理票に記録することとします。

その際、相談者に提供した通知等の説明資料についても記録することとします。

2 申請

申請書類の形式の確認については、これまで審査過程での位置づけが明確ではなく事前相談又は審査の中で適宜実施されていたことから、行政手続法第7条の規定の趣旨を踏まえ、申請の受付後に行うこととし、その後に、内容の審査を行うという事務の流れとしています。

なお、申請書類の作成に不安がある場合を考慮して、事前相談において希望に応じて申請書類案の不備等の形式上明らかなものについて助言することも可能です。

また、規則第48条に基づく法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請書は、申請書に図面を添え、県(県民局(県民センター))に提出することになります(保安林解除申請書(別紙「参考様式」参照))。

なお、提出部数は、大臣権限の保安林解除申請の場合は4部、知事権限の保安林解除申請の場合は3部を県(県民局(県民センター))に提出することになります。

●手続通知

2 申請

(1) 申請書類の形式の確認

法第 27 条第 1 項の規定に基づき申請書類の提出があった場合には、別表に基づき、申請書類に所定の添付書類が具備されていること及び申請書の記載事項に不備がないことを確認するものとし、申請の形式上の要件に適合しないときは、遅滞なく、申請をした者（以下「申請者」という。）に対してその補正を指示し、補正することができないものであるときは、当該申請を却下するものとする。

なお、申請を却下する場合にあっては、申請者に対する当該申請を却下する旨の通知は、理由を付した書面により行うものとする。

(2) 申請書類の内容の審査等

ア 申請書類の形式の確認後は、遅滞なく当該申請書類の内容の審査等を開始するものとし、審査等の結果、事業計画が具体的で申請書類の内容に不備がないことを確認できたものについては、現地調査等所要の保安林解除調査を速やかに実施するものとする。

イ 申請書類の内容に不備がある場合において、当該不備が補正することができるものであるときは、遅滞なく、申請者に対してその補正を指示するものとし、補正することができないものであるときは、次により対処するものとする。

（ア） 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、法第 27 条第 3 項の規定に基づき、当該申請書類にその旨を記載した意見書を付して、農林水産大臣に進達するものとする。

（イ） 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、当該保安林の指定の解除をしない旨の処分をするものとする。

ウ 保安林解除申請に係る事業の実施につき法令等に基づく行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を併せて必要とする保安林の指定の解除については、当該許認可に係る行政庁と緊密な連絡を取りつつ、極力それらと並行的に審査を行うよう努めるものとする。

なお、当該事業の実施につき許認可を必要とするものであって、いまだ当該行政庁に対する許認可の申請がされていないものについては、速やかに当該申請手続を行うよう助言するとともに、当該申請を行った場合には、その許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を報告するよう申請者に指示するものとする。

エ 保安林の指定の解除に係る利害関係を有する市町の長の意見及び直接の利害関係を有する者（以下「直接の利害関係者」という。）の意見については、別紙様式 4 による意見書（以下「意見書」という。）により確認することを基本とする。ただし、申請者が都道府県知事に意見書を提出できない特別の事情がある場合には、次に掲げる事項を記載した書類を提出するよう申請者に指示するものとする。

（ア） 議事録等申請者が当該市町の長又は当該直接の利害関係者に十分な説明を行ったことを証するもの

（イ） 当該市町の長又は当該直接の利害関係者から聴取することができた意見

（ウ） 意見書を提出できない理由

（エ） 当該市町の長又は当該直接の利害関係者との調整の経過と今後の調整の方針

なお、意見書において異議がある旨の意見が示された場合、原則として、審査と並行し、申請者に対して、当該異議がある旨の意見を示した者と必要な調整を継続するよう指導するものとする。

(3) 申請の進行管理及び進行状況の開示

ア 申請に対する補正の指示の内容及び対応状況については、別紙様式3を参考として記録するとともに、相当期間対応が遅延している申請者に対しては、適宜補正の指示に対する対応状況を確認すること等により、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

イ 申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

(4) 理由の提示

ア 審査の結果、解除をしない旨の処分をするときは、申請者に対し、同時にその理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

イ アのただし書の場合にあっては、申請者の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、アの理由を示すものとする。

ウ ア及びイの理由は、書面により示すものとする。

(留意事項)

A) (1) 申請書類の形式の確認

県が申請を受付した後に、申請書のほか所定の書類が添付されていること等を確認します。申請の形式上の要件に適合しない場合には補正を指示するとともに、補正することができないものであるときは、申請を却下することがあり、却下する場合にはその理由を示すこととなります。

却下のおそれがある事例としては、書類の添付漏れや不記載が複数ある場合が挙げられます。また、最近の申請書類の中には、補正作業を前提にしていると思われるような誤字脱字や計算の単純ミス、印刷設定のミスによる判読できない状態での資料の提出等が多数含まれるものもあり、補正作業を長期化させる一因となります。

このような誤りが多数に及び、他業務も含めて事務処理上、補正を求めることが困難な場合には申請を却下することもあり得ます。

なお、この形式の確認は法第27条第3項（注）のただし書に基づくものではないため、申請が却下された場合でも、内容を改めて申請することは可能です。

注：法第27条第3項では、申請者が利害関係を有する地方公共団体の長又は直接の利害関係者である（法第27条第1項）という条件を具備していない場合や、不解除処分をした案件を同様の内容で申請する場合（法第28条）には、都道府県は林野庁に進達せずに却下できることとなっています。

B) (2) 申請書類の内容の審査

(1) の形式の確認後に、申請内容の具体的な審査を行います。

解除要件を満たしているかについて根拠が不明確である場合等は補正を求めることとなります。

①大臣権限の場合

補正が行われた申請書類は、解除の適否に係る県の意見書が付された上、林野庁に進達・上申されます。

林野庁では、全国的な解除案件の審査ノウハウをもとに、森林法や通知の規定との適合性から、解除又は不解除のいずれに相当するか判断することとなります。

解除相当と判断された場合は、林野庁から県に予定通知を発出し、県が予定告示を行うこととなります。

②知事権限の場合

補正が行われた申請書類は、県で森林法や通知の規定との適合性から、解除又は不解除のいずれに相当するか判断することとなります。

審査後に解除相当と判断された場合は、県庁森林保全室から県民局(県民センター)に予定通知を発出し、県が予定告示を行うこととなります。

③保安林不解除の場合

不解除と判断したものは、申請者に対して、理由を添えて通知することとなります。

なお、不解除とした案件は、法第 28 条に基づき、申請者は再び同じ理由で申請できなくなります。

C) (3) 申請の進行管理及び進行状況の開示

申請に対する補正の指示の内容及び対応状況については、整理票に記録することとしています。

その際、相談者に提供した通知等の説明資料についても記録することとします。

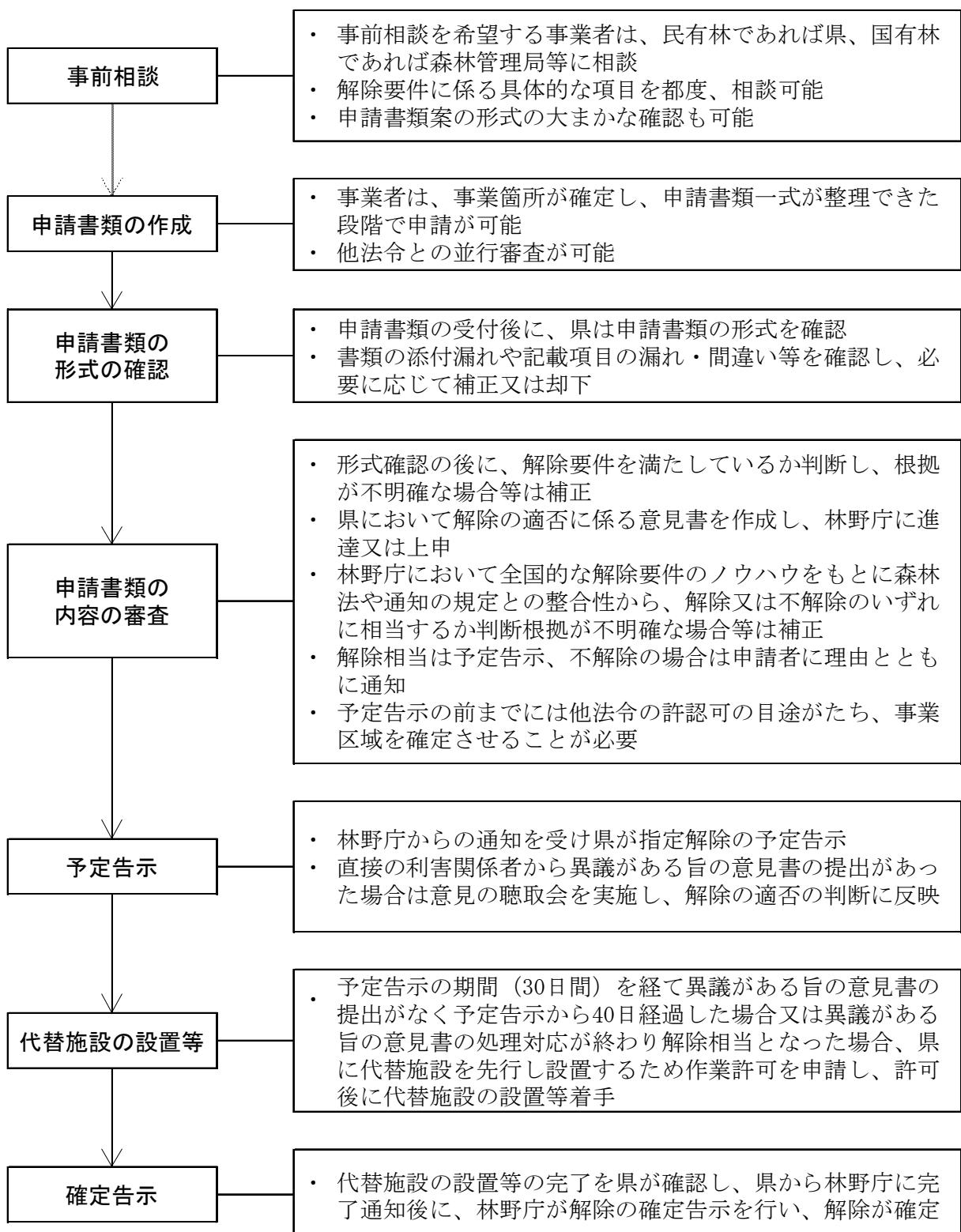
D) (4) 理由の提示

理由の提示については、行政手続法第 14 条の規定を踏まえ定めています。

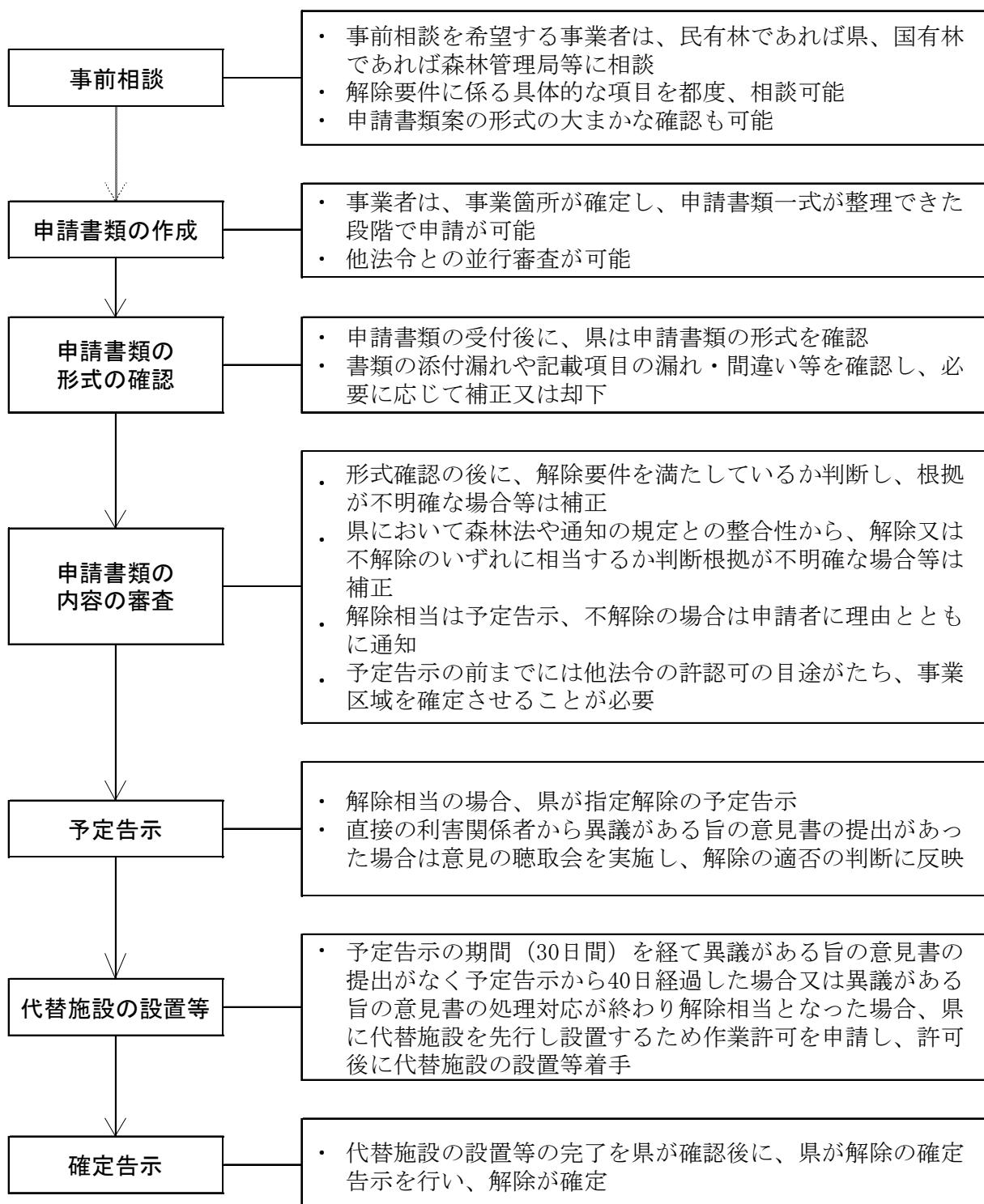
原則として処分と同時に理由を示すべきですが、示すことができない場合には、処分後相当の期間内に示すものとします。

これは、理由を正確に把握し提示できる段階になれば速やかに示すという趣旨ですが、処分の原因となる事実の複雑さ、処分後に要する行政上の対応の程度に応じて異なります。

3 解除申請の事務の大まかなフロー図（大臣権限の場合）



4 解除申請の事務の大まかなフロー図（知事権限の場合）



III 解除申請書類の作成

保安林の解除の申請に必要な書類は、規則や告示において、申請書と保安林解除図の様式を定めるとともに、転用を目的とする解除については、規則や通知において、転用に係る事業目的や解除要件を満たすかを確認するため、事業計画書や代替施設計画書、他法令の許認可の状況を示した資料等を添付するように定めています。

申請書類は、規則や様々な通知に記載されており、申請事務を複雑にしていたことから、解除手続の流れと同様に、事務手続の運用の明確化を図るため、転用を伴う解除申請における提出資料を迅速通知の中で改めて整理します。

●規則（保安林の指定等の申請）

第四十八条 法第二十七条第一項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第三十三条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 森林の位置図及び区域図
- 二 当該申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは当該申請者が当該申請に係る指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類
- 2 前項の書類のほか、当該申請者が保安林を森林以外の用途に供すること（以下この項において「転用」という。）を目的としてその解除を申請する者であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
 - 二 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
 - 三 前二号の事業又は施設の設置に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
 - 四 転用の目的に係る事業を行い、又は施設を設置する者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - 五 第1号及び第2号の事業又は施設の設置に必要な資力及び信用があることを証する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

●手続通知

4 添付書類の簡素化等

申請書に添付する事業計画等の添付書類等については、別表によるほか、次に定めるところによるものとし、その簡素化を図るものとする。

(1) 令第2条の3に定める規模以下の事業のうち、「公益上の理由」(法第26条の2第2項)によるものであって、土地の形質を変更する行為の態様等が軽微であると認められるものに係る保安林解除申請については、次によることを認めるものとする。

ア 縦横断面図は、それぞれの標準的な切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。

イ 現況写真は、全景の写真のみとする。

(2) 国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が事業者となる事業であって、「公益上の理由」によるものに係る保安林解除申請については、当該事業等に係る利害関係者の意見の添付を要しないものとする。

(3) 国等又は成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が事業者となる事業に係る保安林解除申請又は規則第5条に定める事業に係る保安林解除申請については、資金の調達方法を証する書類の添付を要しないものとする。

(4) 全体計画に基づき期別実施計画に従って保安林解除申請を継続して行おうとする場合であって、初回の申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了し、都道府県森林審議会の意見を聴いたものについては、第2回目以降の申請に係る用地事情等の解除の要件の審査及び審議会への諮問は省略することができるものとする。ただし、当該実施計画の内容が全体計画と異なることとなる場合は、この限りではない。

(5) 市町が申請者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町の長の意見書又は2(2)エただし書に規定する書類（以下「意見書等」という。）の添付を要しないものとする。

(6) 専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

（留意事項）

A) 解除申請書類の構成は大別すると次のとおりです。

- ・申請書
- ・申請者が直接の利害関係者であることを証する書類
- ・転用を伴う事業の計画書
- ・代替施設の設計図書等
- ・他法令の許認可の状況
- ・資力及び信用があることを証する書類

- ・用地事情等その他の解除要件に係る説明資料
- B) 申請書類の一覧は次の 15 頁から 20 頁のとおりであり、これに加えて、係争案件等については案件に応じて説明資料をお願いすることもあります。
- C) 書類を作成するに当たっては、各種通知とともに、「IV保安林の解除要件」の各項目を参照し、書類内容の検討をしてください。

〈転用に伴う保安林の指定解除の申請添付書類の形式確認一覧〉

1 保安林解除申請書

2 位置図

3 保安林解除図(原則として実測図とすること。)

4 事業計画書関係

- (1) 予算書又は予算議決書の写し
- (2) 事業施設配置図
- (3) 現況写真
- (4) 縦横断面図
- (5) 土量計算書
- (6) 土捨場平面図
- (7) 土捨場容量計算書
- (8) 面積計算図
- (9) 面積計算書
- (10) 工事工程表

5 代替施設計画書関係

- (1) 予算書又は予算議決書の写し
- (2) 代替施設配置図
- (3) 代替施設安定計算書
- (4) 排水施設平面図
- (5) 排水施設流量計算書
- (6) 流出土砂貯留施設平面図
- (7) 流出土砂貯留施設計算書
- (8) 洪水調節施設等平面図
- (9) 洪水調節施設等計算書
- (9) 集水区域図
- (10) 構造図
- (11) 工事工程表

6 許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可書の写し

7 申請者に関する書類

- (1) (法人) 法人登記事項証明書
- (2) (法人でない団体) 団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類
- (3) 直接の利害関係者の証書(土地登記事項証明書・土地売買契約書・同意書等)

8 解除要件を備えていることを確認できる書類

- (1) 級地区分に係る書類(当該地の傾斜等が判断できる図面等)
- (2) 用地事情に係る書類(その土地以外に適地を求めることができない書類)
- (3) 面積に係る書類(転用に係る土地面積が最小限である根拠通知や計算書等)
- (4) 実現の確実性に係る書類(信用、資力及び技術力を証明する書類)
- (5) 利害関係者の意見(市町長の意見書等、直接の利害関係者の範囲を示す図面等、直接の利害関係者の意見書等)

〈転用に伴う保安林の指定解除の申請書類の一式〉

書類等の名称	留意事項	手続通知上、省略又は簡素化が可能な場合	関係法令等
保安林解除申請書			法第 27 条、規則第 48 条第 1 項柱書き、様式告示 12
位置図			
保安林解除図	原則として実測図とすること。		規則第 48 条第 1 項第 1 号、様式告示 12
事業計画書関係			規則第 48 条第 2 項第 1 号
事業等に要する資金等に関する書類		・ 4 の (6) の場合、添付は要しない。	処理基準第 2 の 2 の(1)のウの(オ)及び(カ) 基本通知第 2 の 2 のエの(ア)の e 及び f
事業計画図	・ 転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した事業施設の配置を明示すること。 ・ 事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・ 残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。		処理基準第 2 の 2 の(1)のウ柱書き 基本通知第 2 の 2 の(1)のエの(ア)柱書き
現況写真	全景及び部分とし、保安林区域及び解除予定区域を明示し、撮影方向を記入すること。	4 の (1) の場合は、全景写真のみとする。	基本通知第 2 の 2 の(2)で準用する同通知第 1 の 3 の(2)のイの(ウ)
縦横断面図		・ それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。 （法令等の基準等による必要最低限である根拠が記載された横断面図は添付） ・ 4 の (6) の場合、添付は要しない。	処理基準第 2 の 2 の(1)のウ柱書き 基本通知第 2 の 2 の(1)のエの(ア)柱書き

土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。	4の(6)の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のウ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き
土捨場平面図		4の(6)の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のウ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き
土捨場容量計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	4の(6)の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のウ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き
面積計算図			処理基準第2の2の(1)のウ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き
面積計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。		処理基準第2の2の(1)のウ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き
工事工程表			処理基準第2の2の(1)のウの(イ) 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)のg
代替施設計画書関係			規則第48条第2項第2号
事業等に要する資金等に関する書類	資金調達方法を証する書類(残高証明書、融資証明書等)を含む。	・4の(6)の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエの(イ)及び(ウ) 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)のb及びc
代替施設配置図	・転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した代替施設の配置を明示すること。		処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 ・残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。 		
代替施設 安定計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
排水施設 平面図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き

排水施設 流量計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
流出土砂 貯留施設 平面図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
流出土砂 貯留施設 計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
洪水調節施設等 平面図			処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
洪水調節施設等 計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。		処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
集水区域図		4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
構造図	土工定規図を含む。	4の（6）の場合、添付は要しない。	処理基準第2の2の(1)のエ柱書き 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き
工事工程表			処理基準第2の2の(1)のエの(エ) 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)のd

許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合に限る。 環境アセスメントの実施状況も含む。 		規則第48条第2項 第3号 処理基準第2の2の(1)のオ 基本通知第2の2の(1)のウの(ウ)
申請者に関する書類			法第27条第1項 規則第48条第1項 第2号及び第2項 第4号
(法人) 法人登記 事項証明書			規則第48条第2項第4号
(法人でない団体) 団体の代表者の氏名並びに規約 その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	<p>(添付例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定款 営業報告書 		規則第48条第2項第4号
(個人) <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 個人番号カード（表面）の写し 上記に類するものであって氏名及び住所を証する書類 	いずれか一つを添付		規則第48条第2項 第4号
直接の利害関係者の証書	<p>(添付例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地登記事項証明書 土地売買契約書 固定資産台帳証明 土地等に対する権限を有する証書（申請者が当該解除申請に係る森林の所有者以外の者の場合、同意書等）等 		規則第48条第1項第2号 処理基準第2の2の(1)のイで準用する第1の3の(1)のイ 基本通知第2の2の(1)のウで準用する第1の3の(1)のウ

資力及び信用があることを証する書類			規則第48条第2項 第5号 処理基準第2の2 の(1)のキ
資金計画書		事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。	基本通知第2の2 の(1)のエの(オ)の a
資金の調達について証する書類	自己資金により調達する場合は、預金残高証明書融資により調達する場合は、融資証明書 等	・4の(3)の場合、添付は要しない。 ・事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。	基本通知第2の2 の(1)のエの(オ)の b
法人の財務状況や経営状況を確認できる書類	(添付例) ・貸借対照表 ・損益計算書		基本通知第2の2 の(1)のエの(オ)の c
納税証明書			基本通知第2の2 の(1)のエの(オ)の d
事業歴書	必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができます。		基本通知第2の2 の(1)のエの(オ)の e

<p>融資決定が転用に係る保安林の指定解除 (以下「転用解除」といいます。) 後となる場合等当該書類が提出困難な場合に提出する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代替施設の設置等に係る部分の資金の調達に係る預金残高証明書等 ・上記が困難な場合、申請時に金融機関から関心表明書を提出させ、代替施設の設置等の着手前に融資証明書の提出等 		<p>基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のf</p>
必要な能力があることを証する書類			<p>様式告示12 処理基準第2の2の(1)のク 基本通知第2の2の(1)のオ</p>
<p>建設業法許可書 (土木工事業)</p>			<p>基本通知第2の2の(1)のオの(ア)</p>
<p>事業経歴書</p>	<p>必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができます</p>		<p>基本通知第2の2の(1)のオの(イ)</p>
<p>預金残高証明書</p>			<p>基本通知第2の2の(1)のオの(ウ)</p>
<p>納税証明書</p>			<p>基本通知第2の2の(1)のオの(エ)</p>

	事業実施体制を示す書類	職員数、主な役員・技術者名等		基本通知第2の2の(1)の才の(オ)
	規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類	・監督処分又は行政指導があった場合は、その対応状況も含む。 ・必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の実績とすることができます。		基本通知第2の2の(1)の才の(カ)
	申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合に提出する書類	申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力を記載した書類 を提出させ、着手前に正規の確認書類を提出することについての確約書の提出等		基本通知第2の2の(1)の才の(キ)
解除要件を備えていることを確認できる書類				処理基準第2の1の(3) 基本通知第2の2の(1)のカ
	級地区分に係る書類	当該地の傾斜度を測定した図面等		処理基準第2の1の(3)のアの(ア)、イの①の(ア)、②の(ア) 基本通知第2の2の(1)のカの(ア)
	用地事情に係る書類	・転用に係る事業について具体的に示されている公的土地利用計画（法定外の計画を含む。以下同じ。） ・必要に応じて、転用に係る事業が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類 ・その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類		処理基準第2の1の(3)のアの(イ)、イの①の(イ)、②の(イ) 基本通知第2の2の(1)のカの(イ)

面積に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す書類 ・転用に係る事業が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合は、当該法令等 	<p>事業計画書により確認できる場合は、添付を要しない。</p>	処理基準第2の1の(3)のアの(ウ)、イの①の(ウ)、②の(ウ)
実現の確実性に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保安林の土地の登記事項証明書、所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類 ・当該保安林と併せて使用する土地がある場合、当該土地に関する上記書類 		処理基準第2の1の(3)のアの(エ)、イの①の(エ)、②の(エ) 基本通知第2の2の(1)のカの(エ)
利害関係者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の意見書等 ・直接の利害関係者の範囲を示す図面等 ・直接の利害関係者の意見書等（土捨場用地の使用承諾を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4の(2)の場合、添付は要しない。 ・同(5)の場合、市町長の意見書等の添付は要しない。 ・同(6)の場合、直接の利害関係者の意見書等の添付は要しない。 	処理基準第2の1の(3)のアの(オ)

注：「手続通知上、省略又は簡素化が可能な場合」にある「〇〇の場合」については、手続通知を参照。

〈転用に伴う保安林の指定解除の添付書類の簡素化〉

ケース1：1ha以下で「公益上の理由」及び土地の形質の変更行為が軽微である事業

ケース2：国及び地方公共団体等が事業主体となる事業(公益上の理由)

ケース3：西日本高速道路㈱等が事業主体となる事業又は規則第5条に定める事業(公益上の理由)

ケース4：専ら道路（高速自動車道国道を除く）の新設又は改良

ケース5：その他すべての事業

注：空欄は添付を省略されていないもの、×印は添付を省略してよいもの

書類等の名称	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
保安林解除申請書					
位置図					
保安林解除図					
事業計画書関係	—	—	—	—	—
予算書又は予算議決書の写し			残高証明等×	×	
事業施設配置図					
現況写真	全景写真のみ				
縦横断面図					
土量計算書				×	
土捨場平面図				×	
土捨場容量計算書				×	
面積計算図					
面積計算書					
工事工程表					
代替施設計画書関係	—	—	—	—	—
予算書又は予算議決書の写し			残高証明等×	×	
代替施設配置図					
代替施設安定計算書				×	
排水施設平面図				×	
排水施設流量計算書				×	
流出土砂貯留施設平面図				×	
流出土砂貯留施設計算書				×	
洪水調節施設等平面図					
洪水調節施設等計算書					
集水区域図				×	
構造図				×	
工事工程表					
許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可書の写し					
申請者に関する書類	—	—	—	—	—
(法人) 法人登記事項証明書		×			
(法人でない団体) 団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類		×			
直接利害関係者の証書	—	—	—	—	—
土地登記事項証明書					
土地等に対する権限を有する証書等					
解除要件を備えていることを確認できる書類	—	—	—	—	—
級地区分に係る書類					
用地事情に係る書類					
面積に係る書類					
実現の確実性に係る書類	—	—	—	—	—
資力、信用、技術力の書類		×			
当該保安林と併せて使用の土地の同意等					
直接利害関係者の証書	—	—	—	—	—
市町長の同意		×			
直接利害関係者の範囲図面等		×			
直接利害関係者の同意書				×	

(注) 市町が事業主体となる事業の解除申請は、市町長の同意書の添付は要しない。

IV 保安林の解除要件

1 解除の法律上の位置付け

保安林については、指定理由が消滅した場合（法第26条第1項）や公益上の理由により必要が生じた場合（同条第2項）に、その全部又は一部を解除することとなります。

転用に係る保安林の指定解除とは、転用しようとする森林を保安林として機能を発揮させる公益上の必要性と、保安林としての利用を止めて他に転用させることによる必要性を比較衡量し、転用による必要性の方が大きいと判断される場合に行うものです。

●法（解除）

第二十六条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあっては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

2 転用解除の要件等の概要

(1) 転用解除の要件等の構成

転用に係る保安林の解除においては、個別事業の実施の可否を判断するのみではなく、保安林の指定目的のために森林を森林として利用することをやめることについての是非を判断することとなります。

そのため、転用解除の要件等は、その土地の利用目的の変更の適否に係る状況整理や、解除により損なわれる森林の機能を確保する具体的な取組等により構成されており、全てを満たす必要があります。

(参考：解除要件等の大別)

土地の選定等	級地区分	治山事業施行地、傾斜度 25 度以上のもの、地形・地質等から崩壊しやすいもの等、保安林の転用解除を避けるべき区域の提示		
	用地事情等	公的土地利用	保安林に指定した土地の公的利用目的を変更する理由の整理	
		適地選定		
	面積	保安林としての指定目的達成のための森林の確保		
実現性等	実現可能性	事業計画	土地の公的利用目的の変更に関する事業の根拠の整理	
		土地の権利		
		他法令の許認可		
		信用・資力・技術		
	利害関係者の意見	保安林に指定した土地の公的利用目的の変更に対する地域の合意形成の状況の整理		
機能の代替等	代替施設の設置等	保安林の転用解除により損なわれる森林の機能を確保するための防災施設や残置森林の設置等の実施		

注：この表は、通知にある解除要件を分かりやすく整理するため大括りしたものであり、実際の解除要件は通知及び次項を確認してください。

(2) 個別の転用解除の要件等の概要

①級地区分

森林の機能発揮の観点から森林が崩壊する危険性の除去や荒廃を防止する治山施設の維持管理、保全対象との関係性を考慮し、保安林を第1級地と第2級地に区分します。第1級地については、原則として解除は行わないものとし、第2級地については、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(7) 級地区分

別表5の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限って転用解除を行うものとする。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(7) 級地区分

別表5の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、アの(7)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(7) 級地区分

①の(7)を準用するものとする。

別表5 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

第1級地

次のいずれかに該当する保安林

1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）

2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの

3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する

(留意事項)

- A) 治山事業による、施設の施行地や森林整備の箇所については、国土保全等のため重要な箇所であることから、事業から一定期間を経過し、かつ、施設の効用が確実に果たせるまでは転用しないこととします。なお、施設の施行地とは、例えば、治山ダムではダムと堆砂敷とするなどし、構造物及びそれと一体的に効用を発揮する箇所を含めたものとします。

B) 傾斜度の測り方については、転用する区域（保安林として指定された地番等の区域ではありません。）の転用前の現地形を対象として、規模や配置、形状に応じて検討する必要があり、例えば次のとおり。

 - ・転用する規模が数 ha に及ぶ場合には、治山事業の山地災害危険地区のうち山腹崩壊危険地区的傾斜の測定方法（100m四方のメッシュに区切った測定）を参考とした手法その他G I Sを活用した広域での測定手法等
 - ・上記以外の場合（小規模な転用する区域が点在する場合を含む。）には、個々の転用する区域の同一斜面において標高が最も高い箇所と最も低い箇所を等高線と直交するようにひいた直線の角度（窪地等局的に傾斜が変わる部分は除く。）とし、斜面の形状が複数ある場合はそれぞれの斜面で測定する（下図参考）。



- C) 「地形、地質等からして崩壊しやすいもの」とは、転用前の地形において、傾斜が 25 度に満たない場合であっても、崩壊跡地や顕著な亀裂がある箇所等土地の災害履歴や、過去からの地形の変化の状況、表層の地質の状況などからみて崩壊の危険性が高いものを指します。
 - D) 「国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって～（中略）～直接重大な関係があるもの」とは、当該施設等への土砂流出等を防ぐため、当該施設等から一定程度の距離の範囲内にある保安林を指しています。その距離は、地形・地質等や過去の災害履歴を考慮した上で、斜面地にあっては保安林が指定されている斜面の高さの 2 倍以内（50m以上となる場合は 50m）又は斜面地以外の保安林（防風保安林等）にあっては 50mを目安とします。
 - E) 「公益上の理由」による解除の第 1 級地の取扱いにおける「転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるもの」とは、例えば崩壊を防ぐ防災施設等が確実に設置されるものとなります。
 - F) 転用しようとする区域が第 1 級地に該当するかは現地調査等が必要ですが、その概要を把握す

るためのデータに関して、保安林の配置や傾斜、保全対象等との関係については国土交通省が公表している「国土数値情報」や「LUCKY」（土地利用調整総合支援ネットワークシステム）で概ね確認できます。治山事業施行地の情報については都道府県や森林管理局の連絡先と入手方法の一覧を整理し、これらを一元的に閲覧できる「保安林ポータル」が林野庁ＨＰに開設されています。

G) 第2級地については、用地事情や代替施設の設置等の解除要件を満たす場合は、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、指定目的の達成に支障がないと認められる場合に限ることとしています。

②用地事情等

合理的な土地利用のため保安林として指定された森林の公共目的と転用の目的との比較衡量を行うため、転用目的に係る事業の公的土地区画整理事業における位置付けと、他に転用に適した箇所を求められない又は著しく困難であることを明らかにすることとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(イ) 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地区画整理事業に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(留意事項)

〈公的 土地利用計画に即したもの〉

A) 転用の目的に係る事業の具体的な位置又はゾーニングが公的 土地利用計画に示されていることが最適です。

公的 土地利用計画に事業に関する具体的な位置付けがなく、定性的な記述しかない場合は、定性的な記述とともに、当該事業が公的 土地利用計画に即している旨を当該計画の策定者が証する資料と併せて整理することで、公的 土地利用計画に即したものとします（⑤の利害関係者の意見として市町の長が意見書の中にその旨を記載することでも可）。

B) 県や市町が候補箇所を公表し、公募事業として実施するものについては、事業者が公募事業に選定されたことと併せて当該公募事業の根拠となる公的 土地利用計画を添付することもって可とします。

〈他に適地が求められないこと〉

A) 根拠とした公的 土地利用計画の策定者が管轄する行政区域内で、事業目的に合致する適地が他に求められることを整理することとします。

例えば、県が策定した計画であれば県を、市町が策定した計画であれば市町を単位とし、その行政区域内で、個々の事業に応じた適地を絞り込む条件と、その調査結果を整理します。

③面積

森林の機能を維持し指定目的の達成を図るため、転用に係る土地の面積は必要最小限とすることとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ウ) 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

ア 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らして適正であること。

イ 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(ウ) 用地事情

アの(ウ)を準用するものとする。

(留意事項)

ア) 面積については、関係法令や技術基準等がある場合は、それらを満たすために必要最小限度の面積により設計等を行うものとします。

イ) 周辺部に設備を管理するための余幅を設ける場合には、当該事業として必要な幅を加えた面積とし、余幅を設定した根拠を整理することとします。他法令の許認可を得るために必要な余幅の目安がある場合は、その目安を示すことをもって代えることができます。

ウ) なお、積雪地については、除雪等の冬季管理に必要な面積も事業区域に見込むことができるのこととします。

④実現可能性

転用により消滅する森林の機能を代替する施設の整備が確実に実施できることを担保するため、具体的な事業計画と計画を裏付ける資金計画等を確認することとします。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(I) 実現の確実性

次の事項に全て該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

b 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

d b 及び c の土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

e 事業者に当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(I) 実現の確実性

アの(I)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(I) 実現の確実性

アの(I)を準用するものとする。

（留意事項）

A) a 事業計画

設計書や施工計画等により確認します。（aの書類として一部兼用できます。）

B) b 及び c 土地の権利

事業箇所に係る所有権その他使用収益する権利を得ていることを確認します（権利取得の協議中の場合はその状況について確。）。

C) (エ) 他法令の許認可

解除申請時に他法令の許認可等が得られていること又は審査が進んでいることを確認します。

解除申請時に許認可等が得られている場合は許可書の写し、許認可が得られていないもののうち、手続中の場合は申請年月日等、手続を行っていない場合は申請予定期限等を整理した資料を提出した上で、保安林の指定解除の予定通知までに審査の進捗状況を確認できる書類を改めて提出するなど、並行審査を進める観点から関係法令の審査とも連動して解除申請手続を進めます（「IV他法令との並行審査等」を参照）。

D) e 信用、資力及び技術

・信用及び資力については、資金計画書や資金の調達について証する書類、納税証明書等を確認

します。

- ・このうち資金の調達について証する書類については、申請時に事業資金の確保ができていることを金融機関の残高証明書や補助金等の交付決定通知等により確認します。
一方、近年、事業の実施形態の変化により資金調達方法も多様化し、事業実施に係る許認可等が得られた段階で実際の資金調達を行う、いわゆるプロジェクトファイナンスの事例が見られます。このような場合には、金融機関等が事業に融資・出資（以下「融資等」という。）をする意向と融資等を決定する時期を書面で確認する運用を行うなど、実態に応じた運用とします。
- ・技術については、施工予定事業者（又は施工管理会社）の建設業法の登録状況や施工又は管理の実績等により確認します。自社で施工管理を行う場合は、自社での施工管理の実績を確認します。

⑤利害関係者の意見

保安林の指定解除について、市町長及び解除に係る直接の利害関係者の意見を聴取していることを確認します。

なお、保安林の指定解除に当たっては、「I－3 異議意見の聴取及び解除の予定・確定告示」に記載したように、利害関係を有する地方公共団体の長及び直接の利害関係者が異議がある旨の意見書を提出し、提出があった場合には公開による意見聴取を行う機会がありますが、意向について解除申請時に事前確認することは、保安林の解除を円滑に進めることに資することになります。

●法（指定又は解除の申請）

第二十七条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又は指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

(意見書の提出)

第三十二条 第二十七条第一項に規定する者は、第三十条又は第三十条の二第一項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手續に従い、第三十条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第三十条の二第一項の告示にあつては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から三十日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

●基本通知

第1 保安林の指定

3 指定の手続

(1) 申請書の受理

ア 法第27条第1項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(イ) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

イ 「公益上の理由」による解除

② ①以外の場合

(オ) 利害関係者の意見

アの(オ)を準用するものとする。

2 解除の手続

(1) 申請書の受理

ア 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第1の3の(1)のアを準用するものとする。

(留意事項)

<直接の利害関係者について>

A) 直接の利害関係者とは、(ア)の森林所有者等解除に係る森林に権原を持つ者と、(イ)の解除により影響を受ける区域内に財産等を持つ者を指します。

B) (ア)については、転用に必要な森林の所有権、地上権、賃借権等の権原を取得している者となります（既に事業地を買収している場合は開発者本人が該当します。）。

C) (イ)については、保安林種毎にその考え方を基本通知で示していますので参照してください。

・洪水の防止に係る区域の特定については、転用の前後で流出係数の増加率が1パーセント程度となる集水区域内を目安として、過去の災害の発生状況や地形を踏まえ検討することとなります。

・用水の確保に係る区域の特定については、用水の確保の観点から転用の影響が予想される範囲とします。この場合、保安林の指定解除の申請がなされた森林の面積の当該森林の属する集水区域内の森林面積に対する割合が2パーセント程度となる集水区域内における当該森林の下流区域を目安とし、その区域の取水施設に正当な権原を有する者を確認します。

(イ)に該当する者の実際の特定に当たっては、基本通知や上記を基本的な考え方としつつ、現地の実態を踏まえながら対応することとなります。

D) 直接の利害関係者の範囲は、解除する区域を含む保安林全体の効果が及ぶ範囲ではなく、解除する区域の効果が及ぶ範囲のみを対象としており、現地に即して解除が及ぼす影響を改めて整理することとします。

<意見の聴取について>

A) 意見の聴取を必要とする市町の長は、当該保安林の指定解除に利害関係を有する（当該保安林の指定解除が所在する）市町の長であり、2以上の市町に及ぶ場合には、各市町の長の意見を聴取していることが必要となります。

B) 市町村の長の意見の聴取については、地域の意向を十分に汲み取る観点から、保安林の解除の予定告示後の意見聴取手続に先立ち、市町村の一般公益を代表する当該市町村の長の意見をあらかじめ確認するためのものです。なお、意見書の様式は手続通知に定めていますが、当該様式による意見書が作成できない理由がある場合には、

- ・議事録等申請者が当該市町の長又は当該直接の利害関係者に十分な説明を行ったことを証するもの
- ・当該市町の長又は当該直接の利害関係者から聴取することができた意見
- ・意見書を提出できない理由
- ・当該市町の長又は当該直接の利害関係者との調整の経過と今後の調整方針

を記載した書類を提出することで可としています。

C) 解除に直接の利害関係を有する者の意見の聴取については、その全ての者について意見を聴取することが原則ですが、「I－3 異議意見の聴取及び解除の予定・確定告示」に記載したとおり予定告示後に異議意見を提出する機会が法第32条第1項に定められていることを踏まえ、対象者が多数に及び申請書類の作成に要する期間に与える影響が大きい場合には、解除しようとする保安林及び(イ)に該当する者が有する財産等が所在する地区で説明会を開催し、地区を代表する区長の意見を聴取することで代えることでも可としています。

D) 森林の所有形態については歴史的な経緯もあり、個人所有のほか、複数名の共有となっているもの（以下「共有林」という。）も多く見られます。この共有林が直接の利害関係者の区域に入る場合、意見を聴取する対象者については、共有の形態によることになります。

例えば、1筆について持分のみを複数名で記名共有している場合は、その共有者全てが意見聴取の対象となります。地方自治法に基づく財産区や認可地縁団体の所有となっている場合や森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する生産森林組合に持分を出資している場合は、個人ではなく財産区や認可地縁団体、生産森林組合等が意見聴取の対象者となり、その団体等が定める手続により決議をした結果によることがあります。

E) 所有者が不明な場合については、法に基づく通知等に当たっても所有者不分明な場合には掲示によれることは法第189条に規定されていることを踏まえ、申請時においても意見を聴取する対象から外してよいものとします。

⑥その他の満たすべき基準

転用のための保安林の解除に当たっては、調整池や排水施設等の森林の転用により増加する雨水の流出を安全に下流に流すための施設や、森林の崩壊や土砂の流出を防ぐ施設等、解除に伴つて損なわれる保安林の機能を代替する施設の設置が必要となります。これらの施設等の詳細な基準については、基本通知等に定められています。

● 基本通知

第2 保安林の解除

1 解除の理由

(3) 転用を目的とする解除

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(カ) その他の満たすべき基準

- a 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、2の(5)のアの規定による都道府県知事の確認があること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- b a の代替施設の設置等については、別紙に示す基準に適合するものであること。

- c b のほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、別紙に示す基準に適合するものであること。

- d 転用に係る保安林の面積が、5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあっては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

ウ その他留意事項

(ア) 事業区域について

事業区域は、転用解除に直接的に関連する森林、緑地その他の土地であって、当該転用解除に当たっての残置森林等の割合、配置等の基準の適用及び代替施設の設置等の確認を行う対象区域であり、事業終了後も事業者に対し残置森林等の適正な保全、必要な森林施業の実施等善良な維持管理を義務付けるものであることから、事業者がそれらの土地の全てについて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得している、又はその権利の取得若しくは当該土地の所有者等から使用の同意を得ることができる区域である。

(留意事項)

- A) 残置森林等については、転用に係る保安林の周辺地域において環境を悪化させることがないよう設けるものであり、その取扱は次のとおりです。
- ・転用に係る事業目的や転用面積等に応じて事業区域内に一定割合の残置森林等を配置することとします。この場合、転用区域の周辺に現況のまま森林を残すこと（残置森林）を原則とし、転用に伴う周辺の土地利用からやむを得ない場合に限り、造成した森林（造成森林）によることができるなどとします。
 - ・配置割合は、残置森林のうち若齡林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合（残置森林率）をいい、「おおむね○%以上」として示しており、これは残置森林等を「○%以上」確保することを原則としつつ、周辺の土地利用や森林所有者の状況から森林の確保が困難な場合、その割合については、「○×0.8」したもの下限とすることを可能とするという趣旨です。残置森林等の幅についても「おおむね○m以上」を配置とされており、この考え方についても配置割合の考え方と同様とします。
 - ・残置森林等は事業者が権原を有していることを原則とし、権原を有していない場合は森林の維持管理について所有者と協定を締結するなどにより保全を行うこととします。また、当該森林が普通林の場合は保安林に指定することが望まれます。
- B) 海岸沿いの保安林を転用する場合には、指定の目的に応じて飛砂や高潮等による被害を防止するための代替施設の設置が必要となり、現地の風況等に応じた防風ネット等の設置が必要となります。
- C) 魚つき保安林や保健保安林、風致保安林を転用する場合に設置が必要となる代替施設は、転用しようとする保安林の指定の目的に応じて異なることが考えられますので、これらの保安林を転用しようとする際は、事前相談の仕組みを活用するなど、早めの検討を行うことが適当です。
- D) 水源かん養保安林の指定解除面積が一定の要件を超える場合等には、転用する面積以上の保安林を別に確保（代替保安林）することとします。これは、保安林の機能には不確実性があり調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性があることを踏まえたものです。
- E) 代替施設の技術基準については、基本通知の別紙の「転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」を満たすものとします。

3 その他

保安林の解除については、地域住民の反対運動のほか、事業者及び行政庁が住民に訴えられる事例もあります。係争案件になると、当然のことながら、関係者にとって大きな負担を伴うほか、他の解除申請の審査の進捗にも影響を及ぼす懸念があります。

これまでの判例から、解除の個々の審査項目は、原告適格や訴えの利益、解除の違法性を判断する重要な要素となります。

事業者やコンサルタント会社の方は、解除申請に当たり、事業計画とともに解除要件についても、資料や文献調査はもとより詳細な現地調査を通じて、確実な申請書類の整備が必要となります。

行政庁は、申請書類の文章の巧拙にとらわれず、解除要件を満たすことを証する資料が整理されているかについて、迅速かつ確実に確認し、必要に応じて補正を行いつつ、解除の適否の判断をすることとなります。

V 他法令との並行審査等

1 基本的考え方

- ・保安林の解除については、申請後に事業箇所（位置、配置及び面積）について大きな変更が生じないことが確定していれば、他法令の許認可に係る審査の手続中であっても申請が可能です。
- ・一方、保安林の解除は、当該土地（森林）の公共目的と転用目的との比較衡量を行うものであり、他法令の許認可は、転用に係る事業の土地利用計画上の重要性を判断する要素にもなります。
- ・さらには、保安林の解除手続では異議意見を聴取することが法定されており、意見書を提出する権利をもつ直接の利害関係者を特定することが必要ですが、関係法令の許認可により事業箇所に変更が生じ、直接の利害関係者の範囲が変わる場合には、予定告示も含めてやり直すリスクが想定されます。
このため、申請書類の内容の審査を終える前までには、事業箇所を確定できるよう関係法令の許認可の目途をつけることとします。
- ・このような問題にも留意しつつ、他法令の許認可については保安林の解除申請に係る並行審査を行うことが重要となります。

2 関連する法令の例

（1）環境影響評価法等

環境影響評価法は（平成9年法律第81号。以下「法アセス」といいます。）では、事業に係る発電所が一定以上の出力規模を有する場合に評価の対象となるとされており、事業者は配慮書、方法書、準備書、評価書を準備する段階に応じて地域住民や自治体、関係省庁の意見を聴き、地域の環境に合った事業を行う仕組みとなっています。

環境影響評価は動植物の調査等に時間を要することから、関係法令を含めた手続期間全体の短縮に向けて、準備書に係る経済産業大臣勧告後に評価書の作成と並行して保安林の指定解除の審査を行うなど、事業者から並行審査に対する要請があります。

これについては、「1 基本的考え方」に記述したように、申請後に事業箇所について大きな変更が生じないよう事業箇所が確定していれば解除申請は可能です。

一方、環境影響評価の準備書段階では事業規模や詳細な箇所が確定していない場合も散見され、このような段階で解除申請書類を作成すると代替施設の設計等において手戻り等が発生し事業者にリスクが発生することもあり得ます。そのような場合には、事前相談も活用し、申請書類の中で可能なものの作成を進めながら、詳細な箇所が確定した段階で申請を行う方法もあります。

また、県や政令市等においては、法アセスに係らないものの条例等を定めることにより環境影響評価を行う場合（以下「条例アセス」といいます。）があります。

この手続の詳細については、県等の条例等を確認する必要がありますが、法アセスと同様の考えにより、条例アセスについても並行審査をすることは可能です。

(2) 自然公園法

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）では、「国立・国定公園内における風力発電設備の審査に関する技術的ガイドライン」を策定するなど、自然公園の眺望等に応じて個別に許可を判断する仕組みとなっています。

自然公園と保安林については、奥地森林等で重複することがあり並行審査に対する要請があります。

これについては、「1 基本的考え方」に記述したように、事業者の責任の範囲で今後大きな変更が生じないよう事業箇所が確定していれば解除申請は可能であり、自然公園法の許可との並行審査も可能です。

なお、保安林の解除は、保安林が開発されることにより損なわれる森林の機能を代替することができるかという観点から審査するものである一方、自然公園法の許可では眺望の対象となる優れた自然の風景地を保護することができるかという観点から審査するものであるため、それぞれの申請に係る審査において必要な書類は異なります。

VI 保安林内作業許可

1 作業許可の考え方

保安林を森林以外の用途に転用する場合は、その解除が原則となります。ただし、保安林の指定目的の達成に支障がない、すなわち、森林の公益的機能の発揮を阻害することのない森林経営上で想定される範囲内での小規模又は一時的な行為や、指定目的の達成に直接的に効果がある行為については、保安林の指定解除によらず、作業許可により保安林に指定した状態で管理しながら土地の形質変更等を行うことを可能としています。

2 作業許可の基準等

- ・作業許可については、事業者からの申請に対して都道府県知事が許可するものであり、保安林の指定解除とは異なり、特定の名宛人に対する処分として行政手続法の対象にもなります。また、許可に当たっては期間や行為終了後の復旧方法、土砂流出の防止措置等の条件が付され、これらの条件が適切に履行されていない場合は監督処分（中止や復旧の命令）の対象となります。
- ・作業許可の対象となる土地の形質変更の類型は基本通知の別表8において複数に区分しています。

●法（保安林における制限）

第三十四条

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
 - 6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。
 - 7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

●基本通知

第5 作業許可

1 土地の形質を変更する行為

法第34条第2項の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。また、同項の「その他土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

(4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

2 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 許可申請又は協議に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可又は作業協議の同意をしないものとする。(中略) 並びに別表8に掲げる場合は、この限りでない。

(2) 作業許可申請に係る行為が別表8に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壤の生成を阻害し、又は土壤の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

ア 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壤又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

イ 風致保安林内の景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

ウ 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

エ 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

別表8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

1 森林の施業及び管理に必要な施設

(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合

(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。

2～3 (解除に伴う代替施設の設置等に係るものであり、記述を略)

4 その他

(1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合。

① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合

(例えば、水路、へい、柵等)

② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合

(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)

(2) その他

一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。

- ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。
- ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。
- ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。
- ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。
- ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

4 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壤等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これら変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うこととする。

※ 別表8については、発電施設に関する部分のみ抜粋

(留意事項)

A) 作業許可の実務においては、別表8に掲げる土地の形質の変更に該当するものを許可対象とします。

B) 「1 森林の施業及び管理に必要な施設」

(1) に該当する車道幅員4m以下（路肩は含まない。）の林道は、保安林の解除によらず作業許可により整備することが可能です。これは、当該施設について森林の施業及び管理に供するため周囲の森林と一体として管理することが適當と認められる場合は作業許可の対象とすることが合理性を有するとの整理によるものです。施設の構造等とともに、周囲の森林の施業及び管理との関係を含めて判断することが必要です。

(2) の森林の施業及び管理に資する農道等についても、(1)と同趣旨で、規格及び構造が(1)の林道に類するもので、かつ、森林の施業及び管理に活用されることが明らかである場合は作業許可により整備することが可能です。

(1) 及び(2)のいずれにおいても、森林の施業及び管理に必要な施設に該当するものは、これまでの例を踏まえると次の事項を全て満たすことが必要と整理されます。

- ・路網の沿線で森林施業の計画（計画策定のための調査を含む。）や森林管理活動の予定が明らかであること。森林管理活動の主なものを例示すると、植生や野生動物の調査、山火事防止等森林保全のための巡回や境界管理が挙げられます。

- ・路網の管理形態が森林の施業・管理を行う者にも原則解放され、風力発電事業者が専ら占用する形態となっていないこと。これについては、協定等により関係者間で整理されていることが望ましいです。

- ・路網の構造が車道幅員4m以下であるほか、法面緑化が確実に実施されることや林道規程や道路構造令等の基準に照らし適正な構造となっていること。

なお、屈曲部又は退避場により局所的に4mを超える場合は、設計が上記基準に基づくことが明らかであれば可能とします。

- ・路網の活用期間が限られている場合は、期間終了後の復旧方法とその実施主体が明確であること。

また、既存の道路の改良を行う場合については、改良後の車道幅員が4m以下となるものが、作業許可の対象となります。

C) 「4 その他(1)」

②については、森林に与える影響が軽微な点的（0.05ha未満）で土地の形質変更が小さい（切土と盛土がそれぞれおおむね1.5m未満）施設に限り、必要な期間で土地の形質変更を可能とするものです。

- ・切土の「おおむね1.5m」については、法面及びその上下斜面の崩壊を根系で防止するため根系が一般的に分布する範囲として定めています。切土により法面となる箇所において根系が密に分布する深さを現地調査し、そのデータをもって切土の高さを改めて設計することは可能です。

- ・盛土の「おおむね1.5m」については、切土を現地で流用して盛土する場合、掘削土がほぐれることにより、体積が一定程度増加することを見込んで定めており、切土を現地で流用する場合に1.5mを超えることは可能です。この場合であっても、一定の厚さで転圧しながら盛土をするなど、適切な施工を行うことが前提です。

- ・他地域からの多量の土砂を搬入し土地を造成することは点的又は一時的な土地の形質変更とい

う作業許可の性質から想定しておらず、そのような場合は盛土の高さは1.5m未満とします。

- ・切土及び盛土について現場での施工上必要な場合には、1.5mを2割の範囲内で超過することも「おおむね」の範囲内とします。

D) 「4 その他(2)」

一時的なもの（原則として2年以内）で面積が0.2ha未満であって、期間終了後は植栽により森林に確実に復旧できるなど、①～⑤の全てを満たすものが対象となります。

一時的な期間を原則2年としているのは、保安林は森林状態であることが法の前提であることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様としたためです。ただし、事業着手後、事業や植栽義務の履行の遅延に合理的な理由がある場合には、植栽義務の履行期間に係る天然更新の特例の期間に準じて5年まで延長することが可能です。

切土や盛土の基準は4 (1) と同様です。

なお、合理的な理由の例としては、事業者の責に帰さない自然災害や当初計画では見込めなかった不測の事態によって作業が遅延した場合などが考えられますが、事業毎にその理由は様々であることから、作業許可申請時と比較してどのように事業計画に変更が生じ、期間の延長を必要とするのかを行政庁が判断できる資料を提供することが肝要です。

E) 許可要件毎に現地で作業目的や箇所を明確に区分できる場合であれば、各行為の目的や期間に応じて、別表8に係る項目を組み合わせて作業許可をすることは可能です。ただし、これは同一行為を分割して許可するものではありません。なお、複数の行為が別表8に係る同一の項目に該当する場合であって、土地の形質変更を行う行為（変更区域）が連続しないときであっても、隣接する変更区域の距離が20m未満に接近している場合は、これら変更区域は連続しているものとし一箇所として扱います。

F) 別表8に該当する行為であっても、急傾斜地で災害の危険性が大きくなる場合や風致保安林の景観を損なうおそれがある場合、当該保安林の大部分が形質変更される場合など保安林の指定目的の達成に支障がある場合は、別表8にかかわらず、作業許可をしないこととなります。

様式 1

事 前 相 談 申 出 書

提出日： 年 月 日

相 談 者	住 所：				
	氏 名：				
	連絡先：				
事 業 主 体	住 所：				
	氏 名：				
保 安 林 の 所 在 場 所	市 郡	町 村	大字	字	番地
保 安 林 の 森 林 所 有 者	国 () 個人 ()	都道府県 財産区、共有等 ()	市町村	法人 ()	
事 業 計 画 区 域 面 積	ha	うち 保安林面積	ha		
保 安 林 の 転 用 の 目 的					
関 係 法 令 の 許 認 可 状 況					
対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 解除の要件について <input type="checkbox"/> 申請書類の作成について <input type="checkbox"/> その他 ()				
相 談 内 容	(必要により継紙等を使用)				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図 <input type="checkbox"/> その他 ()				

※ 各項目は、現時点における事業計画の具体化の程度に応じて可能な範囲で記載し、
必要により図面等の参考書類を添付すること。

様式2

事 前 相 談 整 理 票

No.

相 談 者			
事 業 主 体			
所 在 地			
保 安 林 種			
事 業 区 域 面 積		うち 保 安 林 面 積	
転 用 の 目 的			
他 法 令 と の 関 係			
対 応 状 況			
相 談 年 月 日	相 談 内 容	回 答 年 月 日	回 答 内 容

参考様式

保安林解除申請書

年　月　日

農林水産大臣（兵庫県知事）様

申請者　住所
氏名
電話(　　)　　ー　　番
電子メール

次の森林について保安林の指定をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		要 解 除 実測又は 見込面積 ha	森 林 所 有 者 の 氏名又は名 称 及 び 住 所	備 考
県	市郡	町	(大字)	字	地番	台 帳 ha	実測又は 見込 ha			

指定の解除の理由

施行体制

※注意事項

- 1 指定の解除の理由は、別紙とし、具体的に記載すること。
- 2 面積は、小数第4位まで記載すること（小数第5位切捨て）。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合において、規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者に事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 5 添付する図面は、規則第48条第1項の申請書の様式「保安林指定(解除)図」の様式によること。
- 6 「市郡」欄は、申請所在場所の該当する「市」又は「郡」を記載すること。
- 7 「実測又は見込」欄は、該当する「実測」又は「見込」若しくは「実測又は見込」を記載すること。